

平戸市中学校部活動地域展開に係る説明会

資料

- 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（本文）
- 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（誓約書兼申請書）
- 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（認定要件確認書）
- 平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付要綱（本文）
- 平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付要綱（本文）
- クラブ会則（作成例）
- メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
- 活動計画例
- 予算書例
- 補助金申請から交付までの流れ

要綱 1

平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、平戸市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 平戸市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、平戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定制度別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

(認定の申請)

第3条 平戸市認定地域クラブ活動認定の申請は、地域クラブ活動の実施主体が平戸市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、平戸市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)及び誓約書兼申請書別紙に規定する添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い、申請内容を審査し、第2条の認定要件により認定の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「認定地域クラブ活動」という。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定に基づき認定をしたときは、平戸市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 教委委員会は、前条第1項の規定に基づき認定をしないこととしたときは、平戸市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第6条 認定地域クラブ活動の認定期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 認定地域クラブ活動の実施主体は、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに平戸市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

(休止の届出)

第8条 認定地域クラブ活動の実施主体は、当該認定地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに平戸市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 認定地域クラブ活動の実施主体は、当該認定地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに平戸市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 第11条に規定する指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3) 平戸市認定地域クラブ活動の実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、平戸市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により、認定地域クラブ活動の実施主体に通知するものとする。

(認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、平戸市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 認定地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- (3) 認定地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業の促進（危険負担）

第13条 認定地域クラブの実施主体は、その責任において活動を行うものとし、その活動における事故及びトラブルについて、教育委員会に一切の責任は及ばない。

2 認定地域クラブ活動等により、第三者から教育委員会に対し損害賠償請求がなされた場合は、認定地域クラブ活動の実施主体において解決にあたるものとする。

3 教育委員会が第三者に対し賠償責任を果たした場合に、教育委員会は、その賠償した範囲内において認定地域クラブ活動の実施主体に対して求償することができる。

（運営費用負担）

第14条 認定地域クラブ活動に必要な費用は、認定地域クラブ活動の実施主体において負担するものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、認定地域クラブ活動の認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（平戸市地域クラブ認定要綱の廃止）

2 平戸市地域クラブ認定要綱（令和7年平戸市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

（認定要件の特例）

3 令和9年3月31日までの間は、教育委員会は、地域クラブ活動が第2条第1項第2号、第4号及び第6号に規定する認定要件を満たしていない場合であっても、認定を行うことができるものとする。この場合において、当該認定地域クラブ活動の実施主体に対し、活動の質の担保等のために必要な指導助言等を行うものとする。

（経過措置）

4 この告示の施行前に附則第2項の規定による廃止前の平戸市地域クラブ認定要綱第5条第2項の規定により認定を受けたものは、この告示第5条第1項により認定通知を受けたものとみなす。

平戸市教育長 様

団体名
代表者氏名

平戸市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

平戸市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 平戸市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 人 (うち、中学生 人)
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 大人
9	募集対象区域 (エリア)	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費 : 円/月 or 年 保険料 : 円/年 その他 : 円/年
12	添付書類	① 平戸市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号) ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支予算書

平戸市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。

競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。

選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。^{※1}

年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可

能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
 - 市及び教育委員会が定める研修を受講し、教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること。
 - 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。^{※1}
- ※1 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、教育委員会等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 市及び教育委員会、地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等^{※1}を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること。
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること。
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること。
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原

則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。^{※2}
- 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

平戸市教育長 様

団体名
代表者氏名

要綱2

平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中学校の部活動の地域展開等の推進に必要となる経費に対し、予算の範囲内で平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号）及びこの告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年平戸市教育委員会告示第 号）第5条第1項により認定を受けた認定地域クラブとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、休日における認定地域クラブ活動の実施に要する経費のうち、指導者等の謝礼、交通費等費用弁償に要する経費、備品の購入に要する経費、会場の使用に要する経費、参加者の募集に要する経費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表に定める補助単価と、補助対象経費の額から参加費等の収入の額を引いて求めた額を比較し、いずれか少ない方の額とする。この場合において、参加費等の収入は、参加した生徒数（人月）に参加費の月額を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する参加費等は、平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴収している場合においては、当該参加費等のうち休日相当分とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 認定地域クラブ活動計画書
- (2) 認定地域クラブ収支予算書
- (3) 生徒の名簿（氏名、学校名、学年を記載したもの）及び指導者名簿
- (4) 各月ごとの参加生徒数（見込み）が分かる書類
- (5) 参加費（休日に相当する分）の内訳が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度内に1団体1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更し、又は地域クラブ活動を中止しようとするときは、速やかに平戸市認定地域クラブ活動費支援補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と

認めるときは、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、当該年度の認定地域クラブ活動終了後から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定地域クラブ活動報告書
- (2) 認定地域クラブ収支決算書
- (3) 各月ごとの参加生徒数（実績）が分かる書類
- (4) 参加費（休日に相当する分）の内訳が分かる書類
- (5) 領収書の写し（領収書の写しのないものは、その金額、相手方及び理由を記載した書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付請求書（様式第7号）により補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 3 概算払は、交付すべき補助金の5割を限度とする。ただし、地域クラブの運営のために特に必要があると認めるものについては、交付すべき補助金の5割を超えて概算払をすることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認める行為があったとき。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（平戸市地域クラブ移行支援補助金交付要綱の廃止）
- 2 平戸市地域クラブ移行支援補助金交付要綱（令和7年平戸市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

要綱 3

平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中学校に在籍する生徒が認定地域クラブ活動に参加するに当たり、保護者の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則(平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立中学校 平戸市立学校設置条例(平成17年平戸市条例第181号)第3条に規定する中学校をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいう。
- (3) 認定地域クラブ 平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(令和8年平戸市教育委員会告示第 号)第5条第1項の規定による認定を受けた地域クラブをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、市立中学校に在籍する生徒の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の申請時に市内に住所を有していること。
- (2) 当該生徒が、認定地域クラブ活動に参加していること。
- (3) 第4条の表に規定する参加費支援事業にあつては、補助金の交付を申請する日の属する年度において、平戸市要保護及び準要保護児童生徒援助費並びに特別支援学級就学奨励費支給要綱(平成18年平戸市教育委員会告示第4号)第2条第1号に規定する要保護及び準要保護児童生徒援助対象者であること。
- (4) 交通費支援事業にあつては、当該生徒が離島に居住していること。
- (5) 当該生徒と同一の世帯に属する者が、平戸市暴力団排除条例(平成24年平戸市条例第22号)第2条第2号に指定する暴力団員でないこと又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、次の表に掲げるとおりとする。

事業区分	補助対象経費	補助金額
参加費支援事業	認定地域クラブ活動の参加費(入会費、年会費、月会費)及び保険料	補助対象経費の10分の10以内の額とし、参加費2万4千円及び保険料800円を上限とする。
交通費支援事業	生徒が島外の大会等に参加するためのフェリー旅客運賃等	補助対象経費の2分の1の額

- 2 生徒が複数の認定地域クラブに参加する場合の参加支援事業の補助対象経費は、対象者がいずれか一つの認定地域クラブに支払った経費とする。
- 3 補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定地域クラブ活動に参加する生徒及びその保護者の住民票の写し
 - (2) 就学援助を受けていることが分かる書類(参加費支援事業に限る。)
 - (3) 認定地域クラブ活動の参加に係る費用を支払ったことが分かる書類
 - (4) フェリーの領収書の写し(交通費支援事業に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号及び第2号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その確認について同意を得た上で、当該書類の添付を省略させることができる。
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 前項の審査の結果、補助金の交付をすることが不相当と認めるときは、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
(交付手続の特例)

第7条 規則第21条の規定により、規則第7条による決定通知、規則第13条に規定する実績報告書の提出及び規則第14条に規定する補助金の額の確定の通知を省略し、規則第4条に規定する補助金の交付申請及び規則第16条に規定する補助金の交付請求は、併合して処理するものとする。
(決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を取り消されたとき。
 - (2) 法令、規則又はこの告示の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。
(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定を取り消された者に対し、平戸市認定地域クラブ参加者支援補助金返還命令書(様式第4号)により、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(名称)

第1条 本クラブは、「〇〇クラブ」と称する。

(事務局)

第2条 本クラブの事務局は、平戸市〇〇町〇〇番地に設置する。

(目的)

第3条 本クラブは、地域の青少年がスポーツ、文化活動、ボランティア活動などに積極的に参加することを通じて、心身の健全な成長を図り、地域社会への貢献と連携を促進することを目的とする。

(会員資格)

第4条 会員は、本クラブの趣旨に賛同する者とする。この場合において、生徒が加入した場合は、必ず保護者も加入するものとする。

2 会員は、本会則を遵守し、クラブ活動に積極的に参加することを義務とする。

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

2 退会を希望する場合は、退会希望月の前月末までに書面で通知すること。

(会費)

第6条 会費は、生徒1人当たり月額〇〇円とし、年度の初回総会で金額を決定する。

2 会費は、クラブの運営費、活動費、保険料などに使用する。

3 会費の納入方法及び期限は、別途定める。

(会計年度)

第7条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(役員)

第8条 本クラブには、次の役員を置く。

(1) 代表者 (1名)

(2) 副代表 (若干名)

(3) 会計 (1名)

(4) 監査 (2名)

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において生徒を除く会員 (以下「保護者等」という。) の中から選出する。

2 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 代表者は、本クラブを代表し、全体の運営を統括する。

2 副代表は、代表者を補佐し、事故あるときは職務を代行する。

3 会計は、本クラブの収支管理を行い、総会で報告する。

4 監査は、会計の収支状況を監査し、総会において報告する。

(総会の開催)

第11条 総会及び臨時総会は、保護者等の出席に限り、保護者等の過半数の出席で成立する。

2 総会は、毎年度1回開催するものとし、代表者が招集する。

3 臨時総会は、代表者が必要と認めた場合、又は保護者等の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の議決事項)

第12条 総会では、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 活動方針及び計画の決定
- (2) 会計報告及び予算の承認
- (3) 会則の改正
- (4) その他重要事項

(活動内容)

第13条 本クラブは、以下の活動を行う。

- ・スポーツ活動 (例：練習会、試合参加)
- ・文化活動 (例：発表会、講演会)
- ・ボランティア活動 (例：地域清掃、福祉活動)

2 活動スケジュールは、年度初めに決定し、会員に通知する。

(情報共有)

第14条 本クラブの活動内容、計画及び成果については、定期的に生徒の在籍校に報告する。

2 必要に応じて、学校と協議し、活動の適正を確認する。

(会則の改正)

第15条 本会則の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって行う。

(解散)

第16条 本クラブの解散は、総会において出席会員の過半数の賛成をもって決定する。

(その他)

第17条 本クラブの運営に関する詳細は、別途細則で定める。

附 則

本会則は、○年○月○日より施行する。

メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

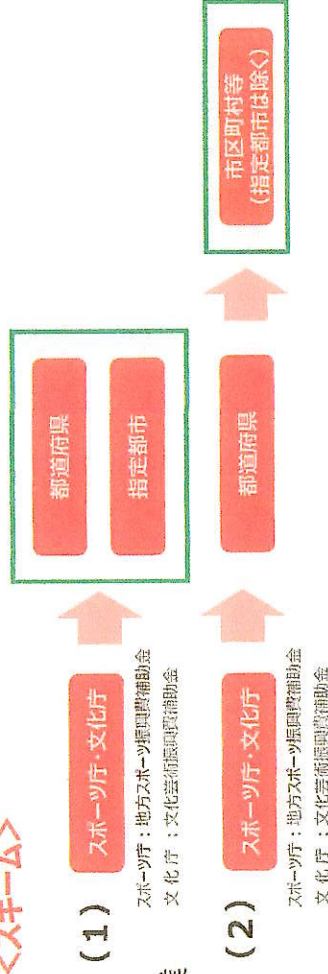
- 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について補助（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- 都道府県・指定都市が実施する事業
(都道府県・指定都市が設置する中学校等の地域展開関係)
- 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
(市区町村等が設置する中学校等の地域展開関係)

<スキーム>



<補助基準額・補助割合>

【補助基準額】

- 参加する生徒の数、配置する指導者の数及び活動回数に応じて、地域クラブ活動ごとに補助単価を設定。→補助単価は次頁
- ①補助単価と、②「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から「参加費等の収入」※を引いた額を比較し、いずれか少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額とする。

※ 「参加費等の収入」の考え方：参加した生徒数（人月）×参加費の月額 + 参加した生徒数（実人数）×保険料
平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴収している場合は、休日相当分の参加費を対象とする。

【補助割合】

- 都道府県・指定都市が実施する事業 国：1/3、都道府県・指定都市：2/3、
- 市区町村等が実施する事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村等：1/3

<補助対象経費>

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金） ※ 施設整備費は対象外

<補助要件>

- 都道府県・指定都市又は市区町村等が認定した「認定地域クラブ活動」を対象とする。
(都道府県・指定都市・市区町村等が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)

メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助単価）

【補助単価（1クラブ活動当たり年額）】

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

	月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1) 参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
(2) 参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ：576千円 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
(3) 参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には（2）の補助単価を、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。
参加生徒数が13人～26人の場合であっても、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。

※参加生徒数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、「①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」、「①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合」のいずれかに該当するものについては、補助対象とし、（3）の補助単価を適用する。

※複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合で、指導者を1人配置とする場合は、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

活動計画例

令和8年度 ○○○クラブ 活動計画書

1 活動種目 □□□□

2 活動日・時間・場所（週当たり）

活動日	開始時間	終了時間	活動時間	活動場所
月曜日	(16:30)	(18:00)	(1時間30分)	○○中体育館
火曜日	(16:30)	(18:00)	(1時間30分)	○○中体育館
水曜日	(16:30)	(18:00)	(1時間30分)	○○中体育館
金曜日	(16:30)	(18:00)	(1時間30分)	○○中体育館
土曜日	9:00	12:00	3時間	○○中体育館

※平日2時間程度、休日3時間程度、週当たりの活動時間は11時間程度、週2日以上の休養日を目安とする。

※平日に部活動として活動しているクラブは、平日の活動時間を（ ）書きで記入する。

3 年間スケジュール

	練習試合・大会等
4月	練習試合、○○大会
5月	中体連
6月	練習試合
7月	県中総体
8月	練習試合、合宿
9月	○○大会
10月	練習試合
11月	□□遠征、練習試合
12月	練習試合
1月	○○大会
2月	練習試合
3月	練習試合

※大会だけでなく、遠征、合宿、練習試合等、予定しているものを可能な限り記載してください。

4 参加生徒数の見込み

												平均	11.7
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	140	

予算書例

令和8年度 ○○○クラブ 収支予算書

○収入の部

項 目	本年度予算額	摘 要
会 費	210,000	3年生 10名×2か月×1,500円 = 30,000円 2年生 5名×12か月×1,500円 = 90,000円 1年生 5名×12か月×1,500円 = 90,000円
保険料負担金	0	※助成金が入るので別途会員からは取らない。
寄 付 金	30,000	
補 助 金	596,000	市活動費等支援補助金 (2) 576,000円 市少年スポーツ団体運営費助成金 20,000円
雑 収 入	16,000	
合 計	852,000	

○支出の部

項 目	本年度予算額	摘 要
登 録 費	50,000	
大会参加費	50,000	
保 険 料	20,000	生徒800円×20人=16,000円 指導者2,000円×2人=4,000円
謝 礼	432,000	指導者謝礼 1,500円×3時間×4回×12月×2人 = 432,000円
交 通 費	100,000	
消 耗 品 費	100,000	
備品購入費	100,000	
合 計	852,000	

補助基準額	622,000	支出合計 852,000 - 会費 210,000 - 助成金 20,000 = 622,000 補助基準額622,000 > 補助単価576,000 ⇒ 補助金額 576,000
-------	---------	---

補助金申請から交付までの流れ

